

(令和5年度) ■ 修学支援に関する国と北海道の制度について ■

1. 就学支援金制度 (国の制度) 「最大36ヶ月間」

国が、御家庭の教育費負担軽減を図るため就学支援金として支給します。  
支給される就学支援金は、学校が生徒本人や保護者にかわって受け取り、授業料全額あるいは一部と相殺する仕組みになっています。

※保護者の判定基準額が304,200円未満の場合に、国が月額9,900円か31,800円の就学支援金を支給します。(判定基準額は市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額で算定します)

2. 就学支援金の申請・認定方法

- ① 4月に「意向登録」と「受給資格認定申請」を行うと、就学支援金の4月～6月分が認定され、実納付授業料が決定されます
- ② 毎年6月に「継続意向登録」と「収入状況届出」を行うと、就学支援金の7月～翌年6月分が認定され、実納付授業料が決定されます

※オンライン申請システム (e-shien) を通じて、申請手続きが必要となります

3. 授業料軽減制度 (北海道の制度) 「単年度」

北海道が、経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図るため授業料を軽減します  
軽減補助金は学校が授業料を軽減したときに、北海道が学校に対し補助する仕組みになっています

- ① 令和2年度から制度内容が改正され、国からの就学支援金が本校の授業料月額と同額、あるいは基準額(9,900円)支給される生徒は該当となりません

- ② 生徒の保護者に特別な事由が発生したことにより、家計が急変した場合に申請することができます (被災、死亡、失職、離婚等)

※特別な事由が生じたときは事務室に御相談ください

4. 奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金) (北海道の制度) 3年間

- ① 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
- ② 保護者の住民税の所得割額が0円で、第一子の場合
- ③ 保護者の住民税の所得割額が0円で、第二子の場合 (15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生がいる世帯)

給付額

52,600円

137,600円

152,000円

ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問い合わせください 担当 「事務室」 (0154-47-3211)